

## 10 調査計画書の修正の経過及びその内容



## 10 調査計画書の修正の経過及びその内容

### 10.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見及び同条例第45条において準用する同条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区長（江東区長、大田区長）の意見を勘案し、また、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表 5-1(1)及び表 5-1(2) (p. 8及びp. 9参照)に示すとおりである。

なお、同条例第45条において準用する同条例第18条第1項の都民の意見書の提出はなかった。

### 10.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

#### 〈知事からの意見〉

##### 第2 意見

###### 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺の交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

###### 【景観】

計画地周辺では、海の森水上競技場及び海の森公園が整備中であることから、これらの整備状況を考慮し必要に応じて調査地点を追加するとともに、眺望の変化の程度について予測・評価すること。

##### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

### 10.3 調査計画書に対する都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が0件、周知地域区長（江東区長、大田区長）からの意見書が2件提出された。周知地域区長からの意見の概要は以下のとおりである。

#### 〈周知地域区長（江東区長）からの意見〉

##### 1 全般事項

計画地である中央防波堤埋立地は、ごみの終末処理に伴う江東区民の負担と犠牲のもとに造成されたものであり、区の将来像を見据え、都と協議を重ねてきたという歴史的経緯を踏まえれば、本区へ帰属することが当然である。

現在係争中の境界確定請求事件において「中央防波堤内側埋立地と直接接続しているのは、江東区からのみ」と主張しており、事実誤認される可能性のある以下の記載内容については改めること。

##### 4.2.1 位置及び区域

P2 「中央防波堤内側埋立地は東京港のほぼ中央に位置しており、江東区青海地区、若洲地区及び大田区城南島地区と車路で結ばれている。

↓

「中央防波堤内側埋立地は東京港のほぼ中央に位置しており、江東区青海地区と直接車路で結ばれている。」

##### 2 全般事項

工事用車両について、速度抑制、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。

##### 3 大気汚染

区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。また微小粒子状物質(PM2.5)は減少傾向にあるものの環境基準を達成できたのは近年のみである。工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や搬出入関係車両の通行に伴い、排出される大気汚染物質について環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。ついでには、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を図ること。

##### 4 悪臭

工事の完了後、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。

## 5 騒音・振動

環境影響評価調査計画書記載のとおり、江東区東雲 2-5 の港湾道路は、昼夜ともに騒音について環境基準を上回っている。施設周辺及び関連道路について、工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後における施設の稼働やごみ収集車両等の走行による影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。

## 6 土壌汚染

工事施工に伴い発生する建設発生土や建設汚泥による土壌汚染が、生活環境に影響を及ぼすことのないよう、工事の施工中の計画地や運搬土壌からの土壌の飛散を適切に予測し、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。

## 7 景観

本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。

東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議するように努められたい。

## 8 廃棄物

新設処理施設の設置に伴う廃棄物、特に不燃物の選別精度向上により、最終処分割合の削減効果等につき、計画時点で、どのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

既存処理施設を稼働しながら計画建築物等の建設工事を行うため、工事の施工中は既存処理施設の稼働に伴い発生する廃棄物も踏まえたい。また、工事の施工中は既存処理施設の稼働に影響が生じることが無いよう十分配慮したうえで、当該事業を実施すること。

工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者等の飲食による生ごみ・器等についても、発生抑制や資源としての有効利用を図り、ごみ減量に努めること。

## 9 温室効果ガス

新設処理施設では、最新機器の導入により、廃棄物処理量当たりのエネルギー消費量の削減を図っていると考えるが、計画時点でどのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

P171（表 8-28）にて温室効果ガスの予測事項を「施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度」とし、予測方法を「施設の稼働に伴うエネルギー（電気・都市ガス等）使用量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする」としているが、整備工事中の工事用車両や建設機械などから排出される温室効果ガスについても考慮し、温室効果ガスの排出を極力抑制する対策を取り入れた施工計画とすること。

〈周知地域区長（大田区長）からの意見〉

中央防波堤埋立地については、行政区域への編入が未確定である。東京港港湾計画（第8次改訂）に基づくふ頭整備等が進展し、また、平成22年の羽田空港再国際化以降、国際線発着枠が飛躍的に増加する中では、中央防波堤埋立地と空港及び大田区の臨海部が相互に連携し、一体となったまちづくりを行っていく必要がある。

また、江戸時代からの歴史的沿革等を踏まえると、当該区域は大田区に帰属すべきものであり、現在係争中でもあることから、東京都におかれては、ご留意いただきたい。

以上のことを踏まえ、本件環境影響評価調査計画書に対して以下のとおり意見を述べる。

現在、当区は、羽田空港のまちづくりの進展及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉え、地域の工業団体等と連携し空港臨海部の更なる活性化を目指し、まちづくりの推進に取り組んでいる。

とりわけ当該整備事業と密接に関係する城南島では、産業の維持・発展及びまちづくりに係る様々な課題について意見交換等を行っている。

その課題のうち、臨海部の主要な幹線道路における車両交通の渋滞について、改善案を作成するとともに関係機関へ対策実施を申し入れする等、これまでも精力的に活動を重ねてきた。

本件環境影響評価調査計画書によると、工事期間中の関係車両の導線として、城南島内に所在する臨港道路を経由し、工事区域までのアクセス計画が示されている。

当該道路は、城南島を経由し中央防波堤外側及び大田市場が所在する東海を結ぶ臨海部の広域幹線道路であり、平時より一定の時間帯において慢性的な車両交通渋滞が発生しているとともに、当該整備事業に起因する工事車両の往来により更なる交通負荷が発生することで、城南島に所在する企業の活動に支障を来たすことが懸念される。

ついては、当該整備事業に係る関係車両の工事区域へのアクセス計画等について、大田区臨海部や内陸部にできる限り負荷がかからない混雑緩和措置を講じること。また、供用開始後においても最大限の環境保全措置に努められたい。